

東硝基発第7号

平成28年1月29日

事業主様

東日本硝子業厚生年金基金
代表清算人 小林 英一



東日本硝子業厚生年金基金の解散認可及び清算業務開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金の解散について既にご案内しておりますが、昨年12月22日に厚生労働大臣宛通常解散の認可申請を行い、平成28年1月27日付で基金の解散が認可されたことをご報告申し上げます。

解散認可後は、当基金は清算事務局として引き続き清算業務に移行いたします。

清算業務は、最低責任準備金（国への返還額）の確定、残余財産がある場合の加入員、受給者、受給待期者への分配などに2年から3年を要します。

この度の基金の解散は、法律改正に伴うやむを得ない措置であり、皆様へは多大なるご迷惑をおかけいたしますが、事情ご賢察のうえご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、事業主の皆様には、基金設立以来長きに渡り、基金運営について多大なるご理解、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、ご不明の点等ございましたら、清算事務局までご連絡ください。

基金解散認可以降の清算業務の内容については下記のとおりです。

敬具

記

【 当基金の解散に係る周知について 】

当基金の解散の周知といたしまして、加入員の皆様へは基金だより等を介してご報告をしておりますが、事業主様からも改めて在職中の加入員の皆様へご案内いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、解散報告文書等は基金のホームページにも掲載いたしますが、ご説明の際に必要な場合は、清算事務局までご連絡ください。既に退職をされている年金受給者および受給待期者の皆様へは、個別に清算事務局より解散に係る案内文を送付いたします。

【 清算業務に関して 】

■ 代表清算人並びに清算人の就任

平成27年11月27日開催の第109回代議員会にて厚生年金基金解散認可後の代表清算人並びに清算人として、理事及び監事から6名が選出され、承認されました。

(清算人会)

代表清算人	小林 英一 氏	(前: 厚生年金基金 常務理事)
副代表清算人	鈴木 竹敏 氏	(前: 厚生年金基金 理事長)
清算人	岩澤 康行 氏	(前: 厚生年金基金 理事)
清算人	山岸 龍弘 氏	(前: 厚生年金基金 理事)
清算人	島本 光男 氏	(前: 厚生年金基金 理事)
清算人	小泉 忠明 氏	(前: 厚生年金基金 監事)

基金解散後の清算業務全般に関する決定事項は、今までの基金の代議員会に代わり清算人会で審議・決定をいたします。

■ 清算事務局

清算業務に係る事務処理は、清算人会の指示に基づき清算事務局にて職務を行います。解散前の基金事務局が解散認可後から引き続き対応をさせていただきます。

■ 清算業務の内容について

基金解散後の清算業務の内容は下記のとおりです。最低責任準備金額の確定・返納を行った後に残余財産が確定し、分配対象額の確定・分配等行いますので、清算終了には、解散認可後2年から3年程度の時間を要する見込みです。

なお、清算業務の内容、スケジュールについては、次のとおりです。

- ・ 解散周知
- ・ 日本年金機構への基金記録の返還
- ・ 解散認可後の記録突合および不一致記録の調査、補正(解散後1年半～2年)
- ・ 最低責任準備金額の確定、返納
- ・ 未裁定者、待期者等の住所調査、未払い年金の解消
- ・ 未収掛金の回収
- ・ 未払い年金の法務局への供託
- ・ 残余財産の確定
- ・ 分配金の支払い手続き (解散認可後2年～3年)
分配金の支払い対象者(加入員、年金受給者、受給待期者)宛手続き書類発送
- ・ 未払い分配金の法務局への供託
- ・ 関東信越厚生局実地監査および決算報告書の承認申請、清算終了

【 分配金の支払いに関して 】

国へ最低責任準備金を返納した後に残余財産がある場合は、解散認可日現在における加入員、年金受給者、受給待期者の皆様へ分配金を一時金としてお支払いいたします。

この分配金の確定は、最低責任準備金額の確定・返納を行った後に、残余財産を確定し分配額の計算を行いますので、確定までには2年ほど要する見込みです。現段階で各分配金対象者の見込み額等の試算はできませんので、予めご了承ください。なお、残余財産が生じた場合の分配は、従来は分配金対象者に個別に一時金として分配する規定でしたが、法改正により事業主の申出により各々の事業主が実施する確定拠出年金(DC)、確定給付企業年金(DB)、中小企業退職共済に持ち込むことが可能となり、規約の変更を行いました。

分配金額の目途がついた段階で、加入員の皆様に対する分配金の取り扱いについての意向確認を事業主の皆様へお願いしたいと考えています。

意向確認の方法は、分配金取り扱いに係るアンケートをお願いする予定ですので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、加入員の皆様に係る分配金支払い時の取りまとめ、他制度への移換等お願いすることとなると思いますが、併せてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※既に退職をされている年金受給者、受給待期者の皆様へのご案内、取りまとめ等は清算事務局で行います。

以上

【 厚生年金基金解散後のお問い合わせ先 】

〒130-0026 東京都墨田区両国 4-36-6

東日本硝子業厚生年金基金 清算事務局

TEL : 03(3633)6445 FAX : 03(3633)7125

E-mail : info@glskkn.com URL : <http://www.glskkn.com/>

お問い合わせ: 平日 9時~17時まで